

京都市告示第298号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年7月19日

京都市長 松井孝治

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
深草経137号線	伏見区深草直違橋十一丁目121番地地先から 同町122番地地先まで	旧	メートル 15.40	メートル 2.90 ~ 3.30
		新	14.60	3.00 ~ 3.72
羽束師1号線	伏見区羽束師鴨川町14番地地先から 同町24番地地先まで	旧	15.30	4.84 ~ 5.74
		新	15.30	4.84 ~ 5.73

(建設局土木管理部道路明示課)